

平成27年 第3回

仁木町議会臨時会会議録

(初議会)

開会 平成27年8月10日

閉会 平成27年8月10日

仁木町議会

平成27年第3回仁木町議会臨時会（初議会）議事日程

◆日 時 平成27年8月10日（月曜日）午前10時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 選挙第1号 議長の選挙

日程第1 会期の決定

日程第2 選挙第2号 副議長の選挙

日程第3 議席の指定

日程第4 常任委員会委員の選任

追加日程第1 議長の常任委員会委員の辞任

日程第5 議会運営委員会委員の選任

日程第6 議会活性化特別委員会の設置・委員の選任

日程第7 議会広報編集特別委員会の設置・委員の選任

日程第8 選挙第3号 後志広域連合議会議員の選挙

日程第9 選挙第4号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙

日程第10 選挙第5号 北後志消防組合議会議員の選挙

日程第11 選挙第6号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙

日程第12 議案第1号 平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）

日程第13 同意第3号 仁木町監査委員（議員選出委員）の選任について

日程第14 推薦第1号 仁木町表彰審議委員会委員の推薦について

日程第15 議員派遣

追加日程第2 委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査

平成27年第3回仁木町議会臨時会（初議会）会議録

開 会 平成27年8月10日 午前10時30分

閉 会 平成27年8月10日 午後 3時44分

臨時議長 水田 正

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

出席議員（9名）

1 番	佐藤 秀教	2 番	嶋田 茂	3 番	住吉 英子
4 番	野崎 明廣	5 番	宮本 幹夫	6 番	林 正一
7 番	水田 正	8 番	上村 智恵子	9 番	横関 一雄

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐藤 聖一郎	教育委員会委員長	高木 僚一
副 町 長	美濃 英則	教 育 長	角谷 義幸
総 務 課 長	林 典克	教 育 次 長	鈴木 昌裕
財 政 課 長	岩井 秋男	農業委員会会長	天野 信文
会 計 管 理 者	門脇 吉春	農業委員会事務局長	(泉谷 享)
企 画 課 長	鹿内 力三	選挙管理委員会書記長	(林 典克)
住 民 課 長	嶋井 康夫	監 査 委 員	中西 勇
ほ け ん 課 長	川北 享		
農 政 課 長	泉谷 享		
建 設 課 長	岩佐 弘樹		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	浜野 崇
議事係主任	松岡 亜希

開 会 午前10時30分

○議会事務局長（浜野 崇）皆様、おはようございます。

議会事務局長の浜野でございます。本臨時会は、一般選挙後、最初の議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

このため、年長の水田 正議員をご紹介いたします。水田 正議員、議長席の方へお移り願います。

○臨時議長（水田 正）只今、ご紹介されました水田 正です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

この度の議会は、仁木町議会議員選挙後の初議会であります。お互いに当選の榮譽に浴し、顔見知りかとは存じますが、改めて議員並びに説明員から順次自己紹介をいただきたいと存じます。

○臨時議長（水田 正）佐藤秀教議員。

○議員（佐藤秀教）只今ご紹介いただきました、佐藤秀教でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（水田 正）嶋田 茂議員。

○議員（嶋田 茂）只今ご紹介にあずかりました、嶋田 茂でございます。2期目ということで頑張ってみますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（水田 正）住吉英子議員。

○議員（住吉英子）住吉英子でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（水田 正）野崎明廣議員。

○議員（野崎明廣）野崎明廣です。皆さん方のいろいろなお力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

○臨時議長（水田 正）宮本幹夫議員。

○議員（宮本幹夫）おはようございます。宮本でございます。2期目となりましたので、今後とも皆さんよろしくお願いいたしますをいたします。

○臨時議長（水田 正）横関一雄議員。

○議員（横関一雄）横関でございます。これからもひとつ、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（水田 正）上村智恵子議員。

○議員（上村智恵子）上村智恵子です。7期目ですけれども、初心に返って頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（水田 正）林 正一議員。

○議員（林 正一）林 正一でございます。今まで24年間、議員をやってきましたけれども、初心に戻りまして、今まで同様、嘘をつかず筋を通して、政治家として頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（水田 正）それでは、議員の紹介が終わりました。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 臨時議長（水田 正）美濃副町長。
- 副町長（美濃英則）美濃です。よろしくお願いします。
- 臨時議長（水田 正）高木教育委員長。
- 教育委員長（高木愷一）高木でございます。よろしくお願いします。
- 臨時議長（水田 正）角谷教育長。
- 教育長（角谷義幸）角谷です。よろしくお願いします。
- 臨時議長（水田 正）中西代表監査委員。
- 代表監査委員（中西 勇）中西でございます。よろしくお願いいたします。
- 臨時議長（水田 正）天野農業委員会会長。
- 農業委員会会長（天野信文）天野です。どうぞよろしくお願いします。
- 臨時議長（水田 正）次に、総務課長から順次自己紹介をお願いいたします。
- 総務課長（林 典克）総務課長の林です。よろしくお願いします。
- 財政課長（岩井秋男）財政課長の岩井です。どうぞよろしくお願いします。
- 会計管理者（門脇吉春）会計管理者の門脇でございます。よろしくお願いいたします。
- 企画課長（鹿内力三）企画課長の鹿内です。よろしくお願いします。
- 住民課長（嶋井康夫）住民課長の嶋井でございます。よろしくお願いいたします。
- 建設課長（岩佐弘樹）建設課長の岩佐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 教育次長（鈴木昌裕）教育委員会教育次長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
- 農政課長（泉谷 享）農政課長の泉谷です。よろしくお願いいたします。
- ほけん課長（川北 享）ほけん課長の川北です。よろしくお願いいたします。
- 臨時議長（水田 正）自己紹介が終わりました。

続いて、議会事務局職員の自己紹介をお願いいたします。浜野事務局長。

- 議会事務局長（浜野 崇）議会事務局長の浜野です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議事係主任（松岡亜希）議会事務局の松岡です。よろしくお願いいたします。
- 臨時議長（水田 正）以上で、自己紹介を終わります。

次に、選挙後、初めての議会により、佐藤町長からご挨拶をいただきたいと思います。佐藤町長。

- 町長（佐藤聖一郎）仁木町議会議員にご当選されました皆様、誠におめでとうございます。

改選後初となります、平成27年第3回仁木町議会臨時会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、新たに選ばれました議員各位をお迎えし、ご挨拶申し上げる機会をいただきましたことに、まずはお礼を申し上げます。また、議員各位には、去る8月2日に執行されました仁木町議会議員の選挙にあたり、厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、見事当選の栄誉を受けられ、本日初の議会を開催する運びとなりましたことは、私どもにとりましても、誠に喜びにたえません。私が今更申し上げるまでもなく、議会は地方公共団体の意思決定機関であり、取りも直さず、町民の幸せを最優先し、町民の立場での意思決定にほかならないところでございます。行政として執行権を行使できる背景には、議会の適切なる抑制と均衡ある議決が十分担保されなければなりません。したがいまして、なお一層のご提言とご指摘、ご指導を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。また、町民から選ばれました議会議員の皆様、そして、私も共に目指すところは同じであり、町民が安心して生活できる住み良い町づくり、町の更なる

発展を目指して、共に全力で邁進してまいりたいと考えております。ただ、これまでの町行政とは違い、当選証書付与式でも申し上げましたが、昨今の市町村を取巻く情勢は、大変厳しい局面を迎えております。国も数十年後の地域の形を見据え、危機感をいただき、地方創生という名の政策に踏み切ったところであり、本町もこれを契機に、これまでも増して、町民のため、より良い町づくりに向けて、今こそ議会と行政が一丸となって取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。どうか議員各位におかれましては、これからの4年間、住民福祉の更なる向上と輝く町づくりに向け、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますご健勝でご活躍くださいますようお願い申し上げます。冒頭のお祝いの言葉とさせていただきます。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件について、その概要を説明させていただきます。議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』の1件。同意第3号につきましては、仁木町監査委員として議員選出委員1名について、選任のご同意を賜りたいというものでございます。推薦第1号につきましては、仁木町表彰条例に基づき、表彰審議会委員3名をご推薦いただきたいというものでございます。格別のご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。第3回仁木町議会臨時会（初議会）開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（水田 正）町長の挨拶が終わりました。

只今から、平成27年第3回仁木町議会臨時会を開会します。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（水田 正）日程第1『仮議席の指定』を行います。

仮議席は、只今ご着席の議席とします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（水田 正）日程第2『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、臨時議長において、1番・佐藤秀教議員及び2番・嶋田 茂議員を指名します。

日程第3 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（水田 正）日程第3、選挙第1号『議長の選挙』を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔事務局職員、議場施設〕

○臨時議長（水田 正）只今の出席議員数は、9名です。

次に、立会人を指名します。仁木町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に住吉英子議員及び野崎明廣議員を指名します。

投票用紙を配布します。事務局お願いします。

〔投票用紙配布〕

○臨時議長（水田 正）投票用紙の配布漏れはありますか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○臨時議長（水田 正）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

〔 臨時議長、投票箱点検 〕

○臨時議長（水田 正）「異状なし」と認めます。只今から、投票を行います。

念のため、申し上げます。投票は、単記無記名です。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順次投票記載所にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

点呼を命じます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）お名前を呼び上げます。お二人ずつお願いいたします。

1番・佐藤議員、2番・嶋田議員、お願いいたします。3番・住吉議員、4番・野崎議員、お願いいたします。5番・宮本議員、6番・横関議員、お願いいたします。8番・上村議員、9番・林議員、お願いいたします。水田臨時議長は、議長席で記載の上、投票願います。以上でございます。

○臨時議長（水田 正）投票漏れはありますか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○臨時議長（水田 正）「投票漏れなし」と認めます。これで、投票を終わります。

これから、開票を行います。住吉英子議員及び野崎明廣議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔 開 票 〕

○臨時議長（水田 正）立会人、自席へお戻りください。

選挙の結果を報告します。投票総数9票。これは、先程の出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票9票、無効投票0票です。有効投票のうち、横関議員8票、林議員1票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、3票です。したがって、横関議員が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔 事務局職員、議場解錠 〕

○臨時議長（水田 正）只今、議長に当選された横関議員が議場にいらっしゃいます。

仁木町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長に当選された横関議員から発言を求められておりますので、これを許します。横関議員、演壇にて発言願います。

○議長選挙当選人（横関一雄）この度、皆様のご推挙によりまして、議長に就任することができました。大変ありがとうございます。これを期に、皆様とともに議会の円滑なる運営を心がけていきたいと思っております。また、理事者の皆様方には、これからもひとつ、議会議員皆様同様ですね、ひとつよろしくこれからのご指導、ご鞭撻をいただければと思っておりますので、お願いいたします。本日はありがとうございました。

○臨時議長（水田 正）これで、臨時議長の職務はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。

横関議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。
議事日程の追加分は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第1『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日、8月10日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日8月10日の1日限りとすることに決定しました。

日程第2 副議長の選挙

○議長（横関一雄）日程第2、選挙第2号『副議長の選挙』を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔事務局職員、議場施錠〕

○議長（横関一雄）只今の出席議員数は、9名です。

次に、立会人を指名します。仁木町議会会議規則第31条2項の規定により、立会人に住吉英子議員及び野崎明廣議員を指名します。投票用紙を配布します。事務局お願いします。

〔投票用紙配布〕

○議長（横関一雄）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

〔議長、投票箱点検〕

○議長（横関一雄）「異状なし」と認めます。只今から、投票を行います。

念のため、申し上げます。投票は、単記無記名です。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順次投票記載所にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

点呼を命じます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）お名前を呼び上げます。お二人ずつお願いいたします。

1番・佐藤議員、2番・嶋田議員、お願いいたします。3番・住吉議員、4番・野崎議員、お願いいたします。5番・宮本議員、7番、水田議員、お願いいたします。8番・上村議員、9番・林議員、お願いいたします。横関議長は、議長席で記載の上、投票願います。以上でございます。

○議長（横関一雄）投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「投票漏れなし」と認めます。これで、投票を終わります。

これから、開票を行います。住吉議員及び野崎議員、開票の立会いをお願いします。

〔 開 票 〕

○議長（横関一雄）立会人、自席へお戻りください。

選挙の結果を報告します。投票総数9票。これは、先程の出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票9票、無効投票0票です。有効投票のうち、上村議員6票、宮本議員3票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、3票です。したがって、上村議員が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔 事務局職員、議場解錠 〕

○議長（横関一雄）只今、副議長に当選された上村議員が議場にいらっしゃいます。

仁木町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選された上村議員から発言を求められておりますので、これを許します。上村議員、演壇にて発言願います。

○副議長選挙当選人（上村智恵子）皆さん、ありがとうございました。私は議長を助ける一員として、これからも尽力していきたいと思っております。また、議員の皆様方と力を合わせて、町民本位の町づくりのために、全力を尽くしてまいりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（横関一雄）これで、日程第2、選挙第2号『副議長の選挙』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時09分

再 開 午後 2時30分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第3 議席の指定

○議長（横関一雄）日程第3『議席の指定』を行います。

議席は、仁木町議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。座席番号と名前を事務局長に朗読させます。浜野局長。

○議事事務局長（浜野 崇）議席番号とお名前を読み上げます。

1番、佐藤秀教議員。2番、嶋田 茂議員。3番、住吉英子議員。4番、野崎明廣議員。5番、宮本幹夫議員。6番、林 正一議員。7番、水田 正議員。8番、上村智恵子副議長。9番、横関一雄議長。以上でございます。

○議長（横関一雄）只今朗読したとおり、議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ只今指定の議席にお着き願います。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時31分

再 開 午後 2時34分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第4 常任委員会委員の選任

○議長（横関一雄）日程第4『常任委員会委員の選任』を行います。

常任委員会委員の選任については、仁木町議会委員会条例第2条の規定により、総務経済常任委員会の一常任委員会であり、その定数は9人です。議員は、仁木町議会委員会条例第6条第1項により、常任委員となるものと規定されています。したがって、議員全員を指名することに決定します。

暫時休憩します。

再開 午後 2時35分

再開 午後 2時35分

○副議長（上村智恵子）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

只今、総務経済常任委員会委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。議長はその職責上、どの委員会に出席して発言できる権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認められているところでもあるため、総務経済常任委員を辞任したいとするものであります。本件、審議にあたって、議長は除斥となるため、あらかじめ議長には退席を求めております。

お諮りいたします。『議長の常任委員会委員の辞任』を日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上村智恵子）「異議なし」と認めます。

したがって、『議長の常任委員会委員の辞任』を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長の常任委員会委員の辞任

○副議長（上村智恵子）追加日程第1『議長の常任委員会委員の辞任』を議題とします。

お諮りいたします。『議長の常任委員会委員の辞任』について、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上村智恵子）「異議なし」と認めます。

したがって、『議長の常任委員会委員の辞任』については、許可することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時39分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に、総務経済常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので、報告します。総務経済常任委員会委員長に嶋田議員、副委員長に野崎議員が互選さ

れましたので報告します。

日程第5 議会運営委員会の選任

○議長（横関一雄）日程第5『議会運営委員会の選任』を行います。

議会運営委員会委員の選任については、仁木町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長より指名します。議会運営委員会委員の定数は、5人です。

議会運営委員会委員には、嶋田議員、住吉議員、宮本議員、水田議員、上村議員。以上5人の方を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、只今指名したとおり、選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時41分

再 開 午後 2時43分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので、報告します。議会運営委員会委員長に住吉議員、副委員長に宮本議員が互選されましたので、報告します。

日程第6 議会活性化特別委員会の設置・委員の選任

○議長（横関一雄）日程第6『議会活性化特別委員会の設置・委員の選任』を議題とします。

本件については、地方分権の進展に伴い、議会及び議員の果たすべき役割や責務がますます増大し、その役割を果たすためには、その機能の拡充を図ることが必要であることから、議会の活性化に関する調査・研究を行うため、設置するものであります。

お諮りします。本件、議会活性化特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、議会活性化特別委員会については、設置することに決定しました。

お諮りします。只今設置された議会活性化特別委員会の委員は8人とし、その調査期間は調査・研究が終了するまで、議会の閉会中も継続して調査を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、議会活性化特別委員会の委員は8人とし、その調査期間は調査・研究が終了するまで、議会の閉会中も継続して調査を行うことに決定しました。

只今設置されました議会活性化特別委員会の委員の選任については、仁木町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長より指名します。

議会活性化特別委員会委員に、議長を除く全議員8名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、議会活性化特別委員会委員は、只今指名したとおり、選任することに決定しました。暫時休憩します。

休 憩 午後 2時46分

再 開 午後 2時48分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に、議会活性化特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので、報告します。議会活性化特別委員会委員長に上村議員、副委員長に水田議員が互選されましたので報告します。

日程第7 議会広報編集特別委員会の設置・委員の選任

○議長（横関一雄）日程第7『議会広報編集特別委員会の設置・委員の選任』を議題とします。

本件については、これまで発行してきた仁木町議会の広報誌、議会だよりを引き続き発行するため、設置するものであります。

お諮りします。本件、議会広報編集特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会については、設置することに決定しました。

お諮りします。只今設置された議会広報編集特別委員会の委員は4人とし、その任期は議員の任期満了までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会の委員は4人とし、その任期は議員の任期満了までとすることに決定しました。

只今設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、仁木町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長より指名します。

議会広報編集特別委員会委員に、佐藤議員、嶋田議員、住吉議員、野崎議員。以上4人の方を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会委員は只今指名したとおり、選任することに決定しました。暫時休憩します。

休 憩 午後 2時50分

再 開 午後 2時52分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に、議会広報編集特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので、報告します。議会広報編集特別委員会委員長に住吉議員、副委員長に嶋田議員が互選されましたので、報告します。

日程第8 選挙第3号 後志広域連合議会議員の選挙

○議長（横関一雄）日程第8、選挙第3号『後志広域連合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）説明いたします。

後志広域連合議会議員の定数は、規約第7条で後志16町村の議会から各1人の16人と規定されております。したがって、当議会において被選挙人1人を規約第8条第1項の規定に基づき、選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、規約第9条により関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

この選挙は、只今説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。後志広域連合議会議員に、上村議員を指名します。

お諮りします。只今議長が指名した上村議員を、後志広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、只今の選挙の結果、上村議員が後志広域連合議会議員に当選しました。

只今当選された上村議員が議場にいらっしゃいます。仁木町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第9 選挙第4号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙

○議長（横関一雄）日程第9、選挙第4号『北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）説明いたします。

北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の定数は、規約第7条で小樽市の議会から11人、関係5か町村の議会から各2人の合計21人と規定されております。したがって、当議会において、被選挙人2人を規約第8条第1項の規定に基づき、選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、規約第9条により関係市町村議会の議員としての任期によると規定されております。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

この選挙は、只今説明のとおり、議員のうちから2人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、2人の方を指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に、上村議員、私、横関を指名します。

お諮りします。只今議長が指名した上村議員、私、横関を、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、只今の選挙の結果、上村議員、私、横関が北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選しました。

只今当選された上村議員が議場にいらっしゃいます。仁木町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第10 選挙第5号 北後志消防組合議会議員の選挙

○議長（横関一雄）日程第10、選挙第5号『北後志消防組合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）説明いたします。

北後志消防組合議会議員の定数は、規約第5条第1項で、関係5か町村の町村長と議会から各1人の合計10人と規定されております。したがって、当議会において、被選挙人1人を規約第5条第2項の規定に基づき、選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、規約第6条により関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

この選挙は、只今説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。北後志消防組合議会議員に、私、横関を指名します。

お諮りします。只今議長が指名した私、横関を北後志消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、只今の選挙の結果、私、横関が北後志消防組合議会議員に当選しました。

日程第11 選挙第6号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（横関一雄）日程第11、選挙第6号『北後志衛生施設組合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）説明いたします。

北後志衛生施設組合議会議員の定数は、規約第5条第1項で、関係5か町村の町村長と議会から各1人の合計10人と規定されております。したがって、当議会において、被選挙人1人を規約第5条第2項の規定に基づき、選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、規約第6条により関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

この選挙は、只今説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。北後志衛生施設組合議会議員に、私、横関を指名し

ます。

お諮りします。只今議長が指名した私、横関を北後志衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、只今の選挙の結果、私、横関が北後志衛生施設組合議会議員に当選しました。

日程第12 議案第1号 平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第12、議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。

『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』、平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3683万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2029万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年8月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第1号、平成27年度一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。17款、寄附金と18款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計3683万8000円を追加し、補正後の歳入合計額を35億2029万5000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。7款、商工費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計3683万8000円を追加し、補正後の歳出合計額を35億2029万5000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源3683万8000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。17款、1項、寄附金、1目、一般寄附金につきましては、6月2日開催の第2回仁木町議会臨時会で、ふるさと納税寄附金を4710万円に増額したところではありますが、返礼品目の拡充に伴い、更に申込件数が増加いたしましたので、今年度の寄附金の見込みを1億382万円とし、5671万円を増額するものでございます。

次に6ページ、18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、ふるさと

と納税の増額に伴い、1987万2000円を減額するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。7款、1項、商工費、2目、商工振興費3683万8000円の追加につきましては、ふるさと納税に伴う返礼品委託料をはじめとする関係経費を追加するものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。7番・水田君。

○7番（水田 正）7番・水田です。ちょっとお伺いしたいんですけども、このふるさと納税資金なんですけれども、今年度はありがたいことに相当の金額がですね、ふるさと納税という形で納められておられますね。その中で、今回特産品の贈呈ということで、金額的に見ますと3500万程度の経費を見込んで返される部分もあるということなので、この中身について、ちょっとご説明を願いたいのと、それから先程説明の中でですね、約6000万円程の基金が残るっていうことに、6800万ぐらいですか、残られるということになると思うんですけども、この特別的なこの寄附金についてですね、町側がですね、ただ一般財源の中に繰入れするのかね、それとも特定な事業とか、あるいは特定な方法でね、この寄附金についての用途を考えておられるのか。その辺のお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）まずですね、特産品の中身という質問でございますが、今回の補正で、13節の委託料で3551万6000円補正しております。これにつきましては返礼品、1万円の寄附をいただいた方には、4000円相当の返礼品をしております。2万円以上寄附をいただいた方には、8000円相当の返礼品をしております。その返礼品に係る、返礼品をお渡しする業務を、返礼品のその金額と、返礼品をお渡しするという業務の委託料も含めて、ここの3551万6000円というものでございます。返礼品のですね、ここの全体の見積りでございますけれども、1万円の寄附の方は9111件を見込んでおります。1万円の寄附を9111件を見込んでおります。2万円以上の寄附の方を573件見込んでおります。その分に対する返礼品のお金とその業務を委託する分の委託料をここで見ているというものでございます。特産品の中身、どんなものかというところのご説明でございますけれども、町内の農産物を中心に、返礼品を差し上げているところでございます。一番多い返礼品につきましては、サクランボでございます。サクランボが全体の半分となっております。その他、トマト、メロン、アイス、プルーンという順で返礼品を出しております。続いてですね、このふるさと納税でいただいた寄附金の用途、使い道でございますけれども、他の市町村におきましては、特定の事業の財源として活用しているところがあるということは、承知しているところでございます。ただ、本町におきましては、年度当初でですね、このふるさと納税の寄附金が100万円程度かというところで予算組みをしていたものでございます。現在は、その100倍程度になって頂戴しているところでございます。次年度以降につきましては、この寄附金の使い道、用途を検討することも課題であるというふうには考えているところでございますが、今のところ、今年につきましては、以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）水田議員からのご質問にお答えいたしますけれども、2番目の今後のふるさと納税で得た収益の部分を、一般財源に組み入れるのかどうかというお話でありましたけれども、私といたしましては、一般財源に組み入れることにするのではなくてですね、きちんと積み上げるなどしてですね、今後の使用目的っていうものをしっかりと明確にしてですね、活用してまいりたいというふうに考えてお

ります。ただ、今年ですね、4月から何せ実験的にやらせていただきましたので、まだまだそこまです、精査していないところでありまして、年度内にその部分を含めてですね、また、今後どのようにPRすれば、もっとふるさと納税を上げることができるのか、収益を上げることができるのか、そういうことも含めて会議するような、そんな会議体も作ってまいりたいというふうに思っておりますので、今後、今年の経過を見てですね、また来年、更にレベルアップしたものにしていきたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）水田君。

○7番（水田 正）今の担当課長、あるいは町長から、いろいろご説明ありましたが、当然、今年度、このような金額が予定されないだろうということで、当初進んだというふうに思いますけれども、本当に反応が非常に良いということでですね、それぞれ寄贈されている方々も、いろいろ仁木町の思いを含めてね、やっぱり寄贈されている部分が、私は多いと思うんですね。そういった中でね、今、町長の説明がありましたように、来年度に向けて、どのような形で使われていくのか。そして、ただ単に一般会計の財源の中に入れるだけでなく、そして本来、やっぱり誰がこう見ても、考えてもね、やはりそのふるさと納税をされた方々におかれましてもね、やっぱり寄贈して良かったんだと思うようなその事業をですね、ぜひ考えていただきたいと、このように思うわけでありまして。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）水田議員のおっしゃるとおり、しっかりとですね、寄附する側の立場に立ってですね、納めた寄附金がですね、どのように活用されるのかというのをしっかりと明確にして、我々も努力してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）他に質疑ありませんか。嶋田君。

○2番（嶋田 茂）2番・嶋田です。ふるさと納税の分野では、当然、春先バタバタして100万ぐらいのという分野でありました。そういう中で、私がおの時に予想していた部分は、仁木町のものは、もっとあるだろうという話もさせていただいたことがあると思います。基本的にその水田議員の方からも出ましたけれども、特産物を返していくという分野で、この町が結局サクランボが一番売れていると。ということは、やっぱり農産物のその向上というのも大事だと思っておりますよ。そういう分野で今後、来年度、再来年度と、ふるさと納税をやっていく中でですね、そういう返礼品のその開発ですね、皆様から今後こういうのが送られたら嬉しいというようなものを調査して、今後、仁木町のブランドとしてね、当初、町長が言っていましたように、仁木町のロゴを作って、そういうような返し方をする。必ず仁木町っていう名前が出てくるような、そういう返礼品の返し方をしてほしいと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）以前から、嶋田議員もそのようにおっしゃっていることは、私も理解しておりますけれども、ただ今回、4月から始めてですね、まだそこまで考えるまでに至っていないというのが実情でありまして、ただ、これから同じものを毎年毎年ですね、載せていてもですね、おそらく購入される方、また、寄附される方は飽きてしまうおそれもありますから、常に新しいものを、そして魅力のあるもの、そういうものを心がけて、我々もですね、研究・調査しなければいけないというふうに思っておりますので、その辺の部分も我々行政だけじゃなく、生産者共々ですね、どういった農産物が喜ばれるかということですね、きちんと研究・調査してまいりたいというふうに思っております。その中で、お互い生産者

がですね、競い合わずようなブランド力を付けるために審査しなければいけない部分も出てくると思うんです。全部が全部、生産者のものをですね、載せてアップすることってというのは、なかなか見る側にとってはですね、たくさんの農産物があれば、また良いんでしょうけれども、魅力も半減してしまうとも、またそういうおそれもありますから、きちんと良いものを審査してホームページなり、ふるさと納税のサイトにアップしていく、その段階で審査をしていくことも必要だなというふうに思っておりますので、そういう部分でブランド力を付けていくブランドマークですか、そういうことも考えられるというふうに思いますので、今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）他に質疑はありませんか。林君。

○6番（林 正一）個々の農家が、その何て言うんですかね、取引していて個人と、そして、ふるさと納税したいからということで、そこから買わないで、その納税しますよね。そうしたら、そのした場合、その農家から買わないで、たくさんそういう人が来ますよね、この農家のこのサクランボがおいしい、このサクランボが欲しいって、50件くらいがそのサクランボが欲しいとかって来た場合は、それはどういうふうにするんですか、それは。町の農家からのやつを取り寄せて送るんですか。それひとつ、聞きたい。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）ふるさと納税で返礼いたします農産物、例えばサクランボですとかブドウですとか、お米もそうなんですけれども、それぞれの農家のところに行ってですね、寄附をされる方が選ぶのではなくて、もう既にですね、ふるさと納税のホームページの中に、例えばここの農園のサクランボですとか、この農園のブドウですとかってというのがこう出ているんですよ。その中から、寄附をされる方が農園を選ぶということに、農園といいますか、どこのサクランボですとかどこのブドウだとかっていうところを選ぶというふうになっているものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）その他に、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 同意第3号 仁木町監査委員（議員選出委員）の選出について

○議長（横関一雄）日程第13、同意第3号『仁木町監査委員（議員選出委員）の選任について』を議題とします。

宮本議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時24分

再 開 午後 3時24分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第13、同意第3号『仁木町監査委員（議員選出委員）の選任について』の議事を続けます。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、同意第3号でございます。

仁木町監査委員（議員選出委員）の選任について。次の者を仁木町監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。平成27年8月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

記といたしまして、余市郡仁木町尾根内816番地。宮本幹夫。昭和25年1月16日生まれでございます。ご案内のとおり、地方自治法第196条第1項には、「監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任する」と規定されております。仁木町監査委員条例で定める監査委員定数は2名でありまして、「議員のうちから選任する監査委員の数は都道府県及び政令で定める市にあっては2人又は1人、その他の市及び町村にあっては1人とするものとする」となっております。このことから、本町では議員選出監査委員1人と識見監査委員1人、計2人の監査委員により行財政全般にわたっての監査をいただいております。本議案につきましては、この度の選挙におきまして、仁木町議会議員としてご当選されました宮本幹夫氏を議員から選任する監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

このたび、ご同意を賜りたいといたします。宮本幹夫氏についての経歴を申し上げます。生年月日は、昭和25年1月16日生まれの満65歳でございます。本籍は仁木町尾根内818番地、現住所は仁木町尾根内816番地で、最終学歴につきましては、昭和43年3月に北星余市高等学校を卒業しております。職歴といたしましては、高校卒業後の昭和43年4月から家業の農業に従事しておりましたが、昭和45年5月1日に銀山農業協同組合に入組。平成23年4月14日に常務理事として退任するまでの41年間という長期にわたり、農業協同組合の役職員として勤務に精励されてこられました。ご承知のとおり、この間の平成10年3月1日に本町の仁木・銀山両農協と小樽市、赤井川村、積丹町の各農協が合併統合し、新おたる農業協同組合となつての初代銀山支所長、平成12年8月1日に同農協参事、平成14年4月15日からは同農協の常務理事として、9年間従事されております。その他の役職歴といたしましては、昭和59年4月から昭和60年3月まで、仁木町立尾根内小学校PTA会長も務められ、また、平成14年5月31日から平成23年4月19日まで、そして、平成23年8月10日から現在まで、仁木町社会福祉協議会理事として、同協議会の運営にも尽力されております。町の公職としては、仁木町就農計画認定委員会委員を平成14年5月30日から平成20年3月31日までの約6年間務められ、その後、平成23年の町議会議員選挙に立候補し、初当選。平成23年8月から1期4年間、議員選出の監査委員として、ご活躍いただき、先日の町議会議員選挙におきましても再選されたところであります。ご存知のとおり、地域主権社会の到来により、それぞれの地方公共団体は、自主性と自己決定権が拡大されましたが、自己責任も大きくなってまいりました。監査委員は、このような

厳しい時代の潮流を的確に受止め、本町の財務管理、事業の経営管理、その他行財政運営に関し、住民の代表としての議会とは別の角度から監視・点検し、不適切なものについては早期に指導改善をさせ、また、住民からの請求に対して的確に対処して、そのことを町民に公表するという大変に重要な職責と権限を有しております。私といたしましては、今申し上げましたとおり、宮本幹夫氏は人格高潔で衆望の信頼厚く、これまで農業協同組合役職員として、豊富な実践経験を生かし、更に1期4年間の議員選出監査委員の経験から、厳正な職責を果たしていただくことには適任者であると考えます。なお、任期は平成27年8月10日から平成31年8月9日までの4年間でございます。議員各位のご賢察をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第3号『仁木町監査委員（議員選出委員）の選任について』を採決します。この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔「全員起立」〕

○議長（横関一雄）「全員起立」です。

したがって、同意第3号『仁木町監査委員（議員選出委員）の選任について』は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時31分

再 開 午後 3時32分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第14 推薦第1号 仁木町表彰審議委員会委員の推薦について

○議長（横関一雄）日程第14、推薦第1号『仁木町表彰審議委員会委員の推薦について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、推薦第1号でございます。

仁木町表彰審議委員会委員の推薦について。仁木町表彰審議委員会委員・山下敏二、横関一雄、林 正一は、平成27年8月9日その任期を終えたので、仁木町表彰条例（平成6年仁木町条例第6号）第4条第2項の規定に基づき、仁木町表彰審議委員会委員として議会議員3名の推薦を求める。平成27年8月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

記といたしまして、下は空欄になってございますが、ご承知のとおり、仁木町表彰条例第1条で、表彰条例の目的は町の自治、社会教育、産業、その他各般にわたって町勢発展に寄与し、又は衆人の模範と認

められる功労を称え表彰し、もって町の自治振興を促進するとしております。仁木町表彰条例第4条は、表彰審議委員会についての定めでございます。第1項は、第2条に定める被表彰者を選考するために、仁木町表彰審議委員会を設置するというものでございます。第2項では、委員は町長及び町議会の推薦する議員3名並びに町民で学識経験を有する者3名の7名をもって組織し、町長が委嘱するとあります。第3項は、委員の規定で学識経験を有する者から選出したものについては3年とし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。その他の者については、その在職期間とするとなっておりますので、議会推薦委員の3人の任期は、議員任期同様の平成27年8月10日、本日から平成31年8月9日までの4年間となります。私も委員の1人でありまして、任期は平成29年5月12日までとなっております。以上のとおり、本件につきましては、仁木町表彰条例第4条第2項の規定に基づき、議員3名を表彰審議委員会委員としてご推薦をお願いするものでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

本件については、休憩中において3名の議員を推薦することに決定しております。事務局長から報告させます。浜野局長。

○事務局長（浜野 崇）報告いたします。

議会から推薦する議員は、林議員、上村議員、横関議員。以上3名の方でございます。

○議長（横関一雄）お諮りします。局長報告のとおり、推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、推薦第1号『仁木町表彰審議委員会委員の推薦について』は、林議員、上村議員、横関議員。以上3名の議員を推薦することに決定しました。

日程第15 議員派遣

○議長（横関一雄）日程第15『議員派遣』を議題とします。

お諮りします。本件については、8月27日、寿都町で開催されます後志町村議会議長会主催による議員研修会に全議員を派遣するものであります。

お諮りします。本議員研修会に、全議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、8月27日、寿都町で開催されます研修会へ、全議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。先程、嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管する事務事項について、住吉議会運営委員会委員長から、次期議会の会期日程等議会運営に関する事項について、住吉議会広報編集特別委員会委員長から、議会広報の編集に関して、委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査についての申し出がありました。

お諮りします。委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定しました。

追加日程第2 委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査

○議長（横関一雄）追加日程第2『委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査』を議題とします。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長、住吉議会運営委員会委員長及び住吉議会広報編集特別委員会委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の所管事務調査及び継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時39分

再 開 午後 3時40分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成27年第3回仁木町議会臨時会（初議会）の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。まずは、本臨時会におきまして、横関議長並びに上村副議長、議員選出監査委員、総務経済常任委員長、議会運営委員長、議会活性化特別委員長、議会広報編集特別委員長、各副委員長をはじめ、後志広域連合議会議員、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員、北後志消防組合・衛生施設組合議会議員が議員各位の総意により決定されましたので、仁木町を代表いたしまして、心からお祝いを申し上げる次第でございます。さて、町民はもちろん、議員各位におかれましては、行政に対しまして、様々な要望などがあるかと存じます。しかし、私はこれまで議会やその他の会議、会合に出席した際、多くの声の中には、未だ行政だけに頼る意見が多いことに気付かされます。私がこれまで様々な場面で申し上げてまいりましたとおり、町民、議会、行政が三位一体となり、同じ目的に向かい進まなければ、これからの厳しい時代を乗り越えるのには、困難な状況に陥ってしまいます。したがって、主体性を持って行動する人材が役場のみならず、町全体の中から育成する環境を作っていくことが必要であります。自分たちの町は、自分たちで作り上げるという意識を持った人材を広く育成することが、結果として自立した町づくり、人づくりにつながるものと信じております。この度、新たに就任されました正副議長をはじめ、各委員等に就任されました議員各位におかれましては、今後は違う立場や環境の中で、これまで培ってこられた豊富な経験と卓越した手腕を更に発揮され、自立した町づくりを推進するため、なお一層のお力添えを賜りますよう切にお願いを申し上げる次第でございます。

結びに、初議会におきまして提案いたしました案件すべてについて、ご可決、ご決定を賜り、衷心より感謝を申し上げます。暦の上では立秋が過ぎ、まだまだ厳しい暑さが続くと思われませんが、これから各地域での行事がいろいろと控えておりますので、くれぐれもご自愛くださいますことをご祈念申し上げ、

本臨時会の閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。平成27年第3回仁木町議会臨時会を閉会します。

初議会でのご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午後 3時44分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員

平成27年第3回仁木町議会臨時会（初議会）議決結果表

会 期 平成27年8月10日（1日間）

（開会～午前10時30分／閉会～午後3時44分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
選挙第1号	議長の選挙	H27. 8. 10	当 選 (横関一雄)
選挙第2号	副議長の選挙	H27. 8. 10	当 選 (上村智恵子)
選挙第3号	後志広域連合議会議員の選挙	H27. 8. 10	当 選 (上村智恵子)
選挙第4号	北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙	H27. 8. 10	当 選 (横関一雄) (上村智恵子)
選挙第5号	北後志消防組合議会議員の選挙	H27. 8. 10	当 選 (横関一雄)
選挙第6号	北後志衛生施設組合議会議員の選挙	H27. 8. 10	当 選 (横関一雄)
議案第1号	平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）	H27. 8. 10	原案可決
同意第3号	仁木町監査委員（議員選出委員）の選任について	H27. 8. 10	同意可決 (宮本幹夫)
推薦第1号	仁木町表彰審議委員会委員の推薦について	H27. 8. 10	推 薦 (横関一雄) (上村智恵子) (林 正一)